

○指定確認検査機関指定準則 指定準則対照表

改 正 後	旧
<p>第1 用語の定義</p> <p>この準則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築確認 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第六條の二第一項（法第八十七條第一項、法第八十七條の二並びに法第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する確認をいう。</p> <p>二 判定 法第十八條の二第四項の規定により読み替えて適用する法第六條の三第一項及び法第十八條第四項に規定する構造計算適合性判定をいう。</p> <p>三 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。</p> <p>四 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。</p> <p>五 代表者 代表権を有する役員をいう。</p> <p>六 役員 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三百三十六條の二の十四第二号に規定する役員をいう。</p> <p>七 親族 配偶者並びに<u>一親等</u>の血族及び姻族をいう。</p> <p>八 親会社等 法第七十七條の十九第十号に規定する親会社等をいう。</p> <p>九 特定支配関係 令第三百三十六條の二の十四に規定する特定支配関係をいう。</p> <p>十 <u>グループ会社等 一の者が特定支配関係（令第三百三十六條の二の十四第一項第二号及び第三号の規定による関係を除く。）を有する会社の全て及び当該一の者をいう。</u> (削除)</p> <p>十一 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が<u>建築確認</u>を行うこととなる国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に係るもの<u>並びに</u>建築主事</p>	<p>第1 用語の定義</p> <p>この準則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築確認 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第六條の二第一項（法第八十七條第一項、法第八十七條の二又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する確認をいう。</p> <p>二 判定 法第十八條の二第三項において読み替えて適用する法第六條第五項、法第六條の二第三項及び法第十八條第四項に規定する構造計算適合性判定をいう。</p> <p>三 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。</p> <p>四 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。</p> <p>五 代表者 代表権を有する役員をいう。</p> <p>六 役員 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三百三十六條の二の十四第二号に規定する役員をいう。</p> <p>七 親族 配偶者並びに<u>二親等以内</u>の血族及び姻族をいう。</p> <p>八 親会社等 法第七十七條の十九第十号に規定する親会社等をいう。</p> <p>九 特定支配関係 令第三百三十六條の二の十四<u>第一項</u>に規定する特定支配関係をいう。 (新設)</p> <p>十 <u>関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。</u> イ <u>その者又はその親族が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等</u> ロ <u>その者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）</u> ハ <u>その者の親族が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）</u></p> <p>十一 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が<u>確認検査</u>を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの<u>及び</u>建築主事を</p>

を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。

イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)

ロ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)

ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)

ニ 昇降機の製造、供給及び流通業

第2 確認検査の業務を行う職員の数について

1 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号。以下「指定機関省令」という。)第十六条の算定においては、法第七十七条の二十第一号の常勤の職員は、機関に専任の職員で、かつ、確認検査の業務に週三日以上専ら従事する者に限るものとする。

2 確認検査員等の数は、その事業年度において確認検査を行おうとする件数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(ろ)欄に掲げる建築確認、完了検査、中間検査及び仮使用認定の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(は)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの(一未満の端数は切り上げる。)以上であることとする。

(い)	(ろ)	(は)
指定機関省令第十五条第一号から第二号の二までの建築物(法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定(令第三百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この項において同じ。)を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物に限る。)	建築確認	七百七十
	<u>完了検査</u>	<u>三百八十</u>
	<u>中間検査</u>	<u>三百八十</u>
	<u>仮使用認定</u>	<u>三百八十</u>
指定機関省令第十五条第一号から第二号の二までの建築物(法第六条	建築確認	百三十
	<u>完了検査</u>	<u>二百十</u>
	<u>中間検査</u>	<u>二百三十</u>

を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。

イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)

ロ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)

ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)

ニ 建築設備の製造、供給及び流通業

第2 確認検査の業務を行う職員の数について

1 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号。以下「指定機関省令」という。)第十六条の算定においては、法第七十七条の二十第一号の常勤の職員は、機関に専任の職員で、かつ、確認検査の業務に週三日以上専ら従事する者に限るものとする。

2 確認検査員等の数は、その事業年度において確認検査を行おうとする件数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(ろ)欄に掲げる建築確認、中間検査及び完了検査の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(は)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの(一未満の端数は切り上げる。)以上であることとする。

(い)	(ろ)	(は)
指定機関省令第十五条第一号及び第二号の建築物(法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定(令第三百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この項において同じ。)を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物に限る。)	建築確認	七百七十
	<u>中間検査</u>	<u>三百八十</u>
	<u>完了検査</u>	<u>三百八十</u>
	(新設)	(新設)
指定機関省令第十五条第一号及び第二号の建築物(法第六条第一項第	建築確認	百三十
	<u>中間検査</u>	<u>二百三十</u>
	<u>完了検査</u>	<u>二百十</u>

第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分の有する建築物を除く。)	仮使用認定	二百十
指定機関省令第十五条第三号から第四号の二までの建築物	建築確認	八十
	完了検査	百五十
	中間検査	二百
	仮使用認定	百五十
指定機関省令第十五条第五号から第六号の二までの建築物	建築確認	四十
	完了検査	七十
	中間検査	百
	仮使用認定	七十
指定機関省令第十五条第七号から第八号の二までの建築物	建築確認	三十
	完了検査	四十
	中間検査	六十
	仮使用認定	四十
指定機関省令第十五条第九号及び第十号の建築設備	建築確認	三百八十
	完了検査	二百三十
	中間検査	六百二十
指定機関省令第十五条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機	建築確認	七百七十
	完了検査	三百
	中間検査	千
指定機関省令第十五条第十三号から第十四号の二までの工作物	建築確認	五百五十
	完了検査	三百
	中間検査	九百七十
	仮使用認定	三百

四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分の有する建築物を除く。)	(新設)	(新設)
指定機関省令第十五条第三号及び第四号の建築物	建築確認	八十
	中間検査	二百
	完了検査	百五十
	(新設)	(新設)
指定機関省令第十五条第五号及び第六号の建築物	建築確認	四十
	中間検査	百
	完了検査	七十
	(新設)	(新設)
指定機関省令第十五条第七号及び第八号の建築物	建築確認	三十
	中間検査	六十
	完了検査	四十
	(新設)	(新設)
指定機関省令第十五条第九号及び第十号の建築設備	建築確認	三百八十
	中間検査	六百二十
	完了検査	二百三十
指定機関省令第十五条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機	建築確認	七百七十
	中間検査	千
	完了検査	三百
指定機関省令第十五条第十三号及び第十四号の工作物	建築確認	五百五十
	中間検査	九百七十
	完了検査	三百
	(新設)	(新設)

3 前項の規定は、法第七十七条の二十三第一項の規定により指定確認検査機関が指定の更新を受けようとする場合について準用する。この場合において、前項中「その事業年度において確認検査を行おうとする件数」とあるのは、「指定の申請の日の属する事業年度の前事業年度において行った確認検査の件数」と読み替えるものとする。

4 前三項の算定においては、確認検査の業務に一週間当たり四十時間従事する者を一人として算定するものとし、算定に当たっては、確認検査の業務に従事する日数及び時間に応じて適切に案分し算定するものとする。ただし、次に該当する場合にあっては、該当する日数又は時間を超えて確認検査の業務に従事する日数又は時間は含めないものとする。

一 一週間当たり六日を超えて確認検査の業務に従

3 前項の規定は、法第七十七条の二十三第一項の規定により指定確認検査機関が指定の更新を受けようとする場合について準用する。この場合において、前項中「その事業年度において確認検査を行おうとする件数」とあるのは、「指定の申請の日の属する事業年度の前事業年度において行った確認検査の件数」と読み替えるものとする。

4 前三項の算定においては、確認検査の業務に一週間当たり四十時間従事する者を一人として算定するものとし、算定に当たっては、確認検査の業務に従事する日数及び時間に応じて適切に案分し算定するものとする。ただし、次に該当する場合にあっては、該当する日数又は時間を超えて確認検査の業務に従事する日数又は時間は含めないものとする。

一 一週間当たり六日を超えて確認検査の業務に従

事する場合のその超えた日において確認検査の業務に従事する時間

二 一週間当たり四十時間を超えて確認検査の業務に従事する場合のその超えて確認検査の業務に従事する時間

5 法第七十七条の二十四第一項の確認検査員の数が指定機関省令第十六条に規定する法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数を超える場合にあつては、確認検査員等の数に係る第二項及び第三項の規定の適用については、第四項の規定により算定した数にその超える数に〇.五を乗じた数を加えた数を確認検査員等の数とする。

第3 確認検査の業務の体制、方法等について

指定確認検査機関(以下「機関」という。)及び機関の確認検査員等は、次に適合しなければならないものとする。

一 機関は、確認検査の業務を他の業務(判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。

二 機関は、機関の職員以外の者を確認検査の業務に従事させてはならない。

三 補助員は、確認検査の補助的な業務のみを行い、単独で確認検査の業務を行ってはならない。

四 機関は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、ハからトまでに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査を行ってはならない。

イ 機関の代表者又は担当役員

ロ イに掲げる者が所属する企業、団体等(過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。)

ハ イに掲げる者の親族

ニ ハに掲げる者が役員である企業、団体等(過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。)

ホ イ又はハに掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

ヘ 機関又は機関の親会社等が特定支配関係(令第三百三十六条の二の十四第一項第三号に該当する関係を除く。)を有する者

ト 機関の役職員が代表者の地位を占める企業、

事する場合のその超えた日において確認検査の業務に従事する時間

二 一週間当たり四十時間を超えて確認検査の業務に従事する場合のその超えて確認検査の業務に従事する時間

5 法第七十七条の二十四第一項の確認検査員の数が指定機関省令第十六条に規定する法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数を超える場合にあつては、確認検査員等の数に係る第二項及び第三項の規定の適用については、第四項の規定により算定した数にその超える数に〇.五を乗じた数を加えた数を確認検査員等の数とする。

第3 確認検査の業務の体制、方法等について

指定確認検査機関(以下「機関」という。)及び機関の確認検査員等は、次に適合しなければならないものとする。

一 機関は、確認検査の業務を他の業務(判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。

二 機関は、機関の職員以外のものを確認検査の業務に従事させてはならない。

三 補助員は、確認検査の補助的な業務のみを行い、単独で確認検査の業務を行ってはならない。

四 機関は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その確認検査を行ってはならない。

イ 機関の代表者又は第一号の担当役員

ロ イに掲げる者の親族

ハ イに掲げる者の関係企業等

団体等（過去二年間に代表者の地位を占めていた企業、団体等を含む。）

五 機関は、法七十七条の二十第六号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、建築確認をしてはならない。

イ 機関の代表者又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関（過去二年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。）

ロ 機関の代表者又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関（過去二年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。）

ハ 機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

ニ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員（過去二年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）が機関に所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

ホ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員（過去二年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）の親族が機関の役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

ヘ 指定構造計算適合性判定機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

ト 機関が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

チ 機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

リ 機関が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関

ヌ 機関の親会社等が特定支配関係（令百三十六条の二の十四第一項第三号に該当する関係を除く。）を有する指定構造計算適合性判定機関

六 確認検査員等は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、イからホまでに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業

五 機関は、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対し、自ら引き受けた建築確認に係る判定を求めてはならない。

イ 前号ハに該当する指定構造計算適合性判定機関

ロ 機関が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

ハ 機関がその親会社等である指定構造計算適合性判定機関

六 確認検査員等は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、確認検査の業

務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認検査の業務に従事してはならない。

イ 当該確認検査員等

ロ イに掲げる者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）

ハ 当該確認検査員等の親族

ニ ハに掲げる者が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）

ホ イ又はハに掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

(削除)

第4 財産の評価額の対象となる保険契約について

指定機関省令第十七条第二項第二号の保険契約は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

一 機関が確認検査を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

二 建築確認の申請書その他機関が確認検査の業務を実施するために必要な資料として確認検査の申請者から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があった場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

第5 経理的基礎について

法第七十七条の二十第四号に規定する経理的基礎とは、次に掲げる要件に該当することをいう。

一 債務超過の状態にないこと。

二 予算規模が適切であること。

三 事業と予算のバランスがとれていること。

四 指定機関省令第十七条第二項第一号の額が、確認検査の業務に係る年間支出総額の概ね一割以上であること。

五 指定機関省令第十七条第二項第一号の額が、指定機関省令第三十一条第一項第一号の規定による

務に従事してはならない。

イ 当該確認検査員等

ロ 当該確認検査員等の親族

ハ 当該確認検査員等の関係企業等

七 機関が指定構造計算適合性判定機関である場合において、他の機関から求められた判定を行おうとするときは、その年度において自ら引き受けた建築確認に係る判定を当該他の機関に対し求めてはならない。ただし、第7に規定する監視委員会を設けた場合にあっては、この限りではない。

第4 財産の評価額の対象となる保険契約について

指定機関省令第十七条第二項第二号の保険契約は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

一 機関が確認検査を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

二 建築確認の申請書その他機関が確認検査の業務を実施するために必要な資料として確認検査の申請者から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があった場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

第5 経理的基礎について

法第七十七条の二十第四号に規定する経理的基礎とは、次に掲げる要件に該当することをいう。

一 債務超過の状態にないこと。

二 予算規模が適切であること。

三 事業と予算のバランスがとれていること。

四 指定機関省令第十七条第二項第一号の額が、確認検査の業務に係る年間支出総額の概ね一割以上であること。

五 指定機関省令第十七条第二項第一号の額が、指定機関省令第三十一条第一項第一号の規定による

引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。

第6 指定確認検査機関の役職員等の構成について

法第七十七条の二十第五号に規定する基準に関し、機関の役職員等の構成は次に掲げるものとする。

一 機関が法人である場合にあってはその役員が、法人以外の者である場合にあってはその者が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。

イ 建築基準法令の規定により刑に処せられた法人の役員又は役員であった者（当該法人がその刑に処せられる原因となった事実のあった日以前一年内に当該法人の役員であった者で当該法人がその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものに限る。）

ロ 法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消された法人の役員又は役員であった者（その取消しの原因となった事実のあった日以前一年内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から起算して五年を経過しないものに限る。）

ハ 法第七十七条の三十五の十九第二項の規定により法第七十七の三十五の二に規定する指定を取り消された法人の役員又は役員であった者（その取消しの原因となった事実のあった日以前一年内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から起算して五年を経過しないものに限る。）

二 次の表の法人の区分の欄に応じ、それぞれ同表の制限対象者の欄に定める者（以下「制限対象者」という。）のうち制限業種（軽微なものを除く。以下同じ。）に従事する者（制限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に所属していた者を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は制限業種を営む法人の割合が三分の一を超えないこと。この場合において、制限対象者の親族が制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員（過去二年間に役員であった者を含む。以下同じ。）である場合は、当該制限対象者は制限業種に従事する者とみなしてこの号を適用する。

引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。

第6 指定確認検査機関の役職員等の構成について

法第七十七条の二十第五号に規定する基準に関し、機関の役職員等の構成は次に掲げるものとする。

一 機関が法人である場合にあってはその役員が、法人以外の者である場合にあってはその者が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。

イ 建築基準法令の規定により刑に処せられた法人の役員又は役員であった者（当該法人がその刑に処せられる原因となった事実のあった日以前一年内に当該法人の役員であった者で当該法人がその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものに限る。）

ロ 法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消された法人の役員又は役員であった者（その取消しの原因となった事実のあった日以前一年内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から起算して五年を経過しないものに限る。）

ハ 法第七十七条の三十五の十四第二項の規定により法第七十七の三十五の二に規定する指定を取り消された法人の役員又は役員であった者（その取消しの原因となった事実のあった日以前一年内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から起算して五年を経過しないものに限る。）

二 次の表の法人の区分の欄に応じ、それぞれ同表の制限対象者の欄に定める者（以下「制限対象者」という。）のうち制限業種（軽微なものを除く。第6において同じ。）に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に当該法人に所属していた者を含む。以下同じ。）の割合が三分の一を超えないこと。この場合において、制限対象者の親族が制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員（過去二年間に役員であった者を含む。以下同じ。）に限る。）である場合は、当該制限対象者は制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者とみなしてこの号を適用する。

法人の区分	制限対象者
<u>一般財団法人(公益財団法人を含む。)</u>	評議員及び理事
<u>一般社団法人(公益社団法人を含む。以下同じ。)</u>	理事及び社員
合名会社	社員
合資会社	無限責任社員
株式会社	取締役
(削除)	(削除)
組合	理事及び組合員
合同会社	社員
特定非営利活動法人	理事
(削除)	(削除)

三 前号の場合において、一般社団法人の社員又は組合の組合員(以下「社員等」という。)の親会社等に制限業種を営む個人事業者、制限業種を営む法人の役員又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該社員等は制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人とみなして前号を適用する。

四 機関が一般社団法人又は組合である場合にあつては、一のグループ会社等(制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が含まれる場合に限る。)が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総社員等の議決権の三分の一を超えないこと。

五 機関が株式会社である場合にあつては、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権(以下この号において「制限対象の議決権」という。)の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。ただし、当該機関の総株主の議決権の千分の一未満の議決権を保有している者の当該議決権については、当該機関の総株主の議決権の三分の一を上限に、制限対象の議決権でないものとみなすことができる。

法人の区分	制限対象者
財団法人	評議員及び理事
社団法人	理事及び社員
合名会社	社員
合資会社	無限責任社員
株式会社	取締役
<u>有限会社</u>	<u>取締役</u>
組合	理事及び組合員
合同会社	社員
特定非営利活動法人	理事
<u>中間法人</u>	<u>理事及び社員</u>

三 前号の場合において、社団法人若しくは中間法人の社員又は組合の組合員(以下「社団法人の社員等」という。)に対して特定支配関係を有する者に制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者(当該法人の役員に限る。)又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該社団法人の社員等は制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人とみなして前号を適用する。

四 同一の社団法人の社員等が特定支配関係を有する者及び当該社団法人の社員等(以下この号において「同一社員のグループ会社等」という。)に制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者(当該法人の役員に限る。)又は制限業種を営む法人が含まれる場合にあつては、当該同一社員のグループ会社等ごとに、それらが保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。

五 機関が株式会社である場合にあつては、制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。

六 前号の場合において、株主（総株主の議決権の百分の五以上を有する者に限る。以下同じ。）の親族に制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者とみなして前号を適用する。

七 第五号の場合において、株主の親会社等に制限業種を営む個人事業者、制限業種を営む法人の役員又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該株主は制限業種を営む法人とみなして第五号を適用する。

八 機関が株式会社である場合にあっては、一のグループ会社等（制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が含まれる場合に限る。）が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。

九 機関の親会社等（令第百三十六条の二の第十四第一項第三号の規定により親会社等に該当する場合を除く。）について、第二号から第八号までの規定を準用する。

十 機関の代表者、担当役員及び確認検査員が、制限業種に従事する者でないこと。

十一 前各号に定めるもののほか、機関と制限業種との関係が確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第7 監視委員会の設置について

- 1 機関は、監視委員会を設立することができる。
- 2 監視委員会の委員は、弁護士会の推薦する者、消費者団体の推薦する者、建築物の計画及び意匠に関する学識者、建築物の構造に関する学識者、建築設備に関する学識者並びに当該企業又は団体の監事又は監査役で構成するものとする。
- 3 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 確認検査業務規程の審議
 - 二 機関から提出された理事会、取締役会等の議事

六 前号の場合において、株主（総株主の議決権の百分の五以上を有する者に限る。以下同じ。）の親族に制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者とみなして前号を適用する。

七 第五号の場合において、株主に対して特定支配関係を有する者に制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人とみなして第五号を適用する。

八 同一の株主が特定支配関係を有する者及び当該株主（以下この号において「同一株主のグループ会社等」という。）に制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）又は制限業種を営む法人が含まれる場合にあっては、当該同一株主のグループ会社等ごとに、それらが保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。

九 前四号の規定は機関が有限会社の場合において準用する。

十 機関の代表者、担当役員及び確認検査員が、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者でないこと。

十一 前各号に定めるもののほか、機関と制限業種との関係が確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第7 監視委員会の設置について

- 1 機関は、監視委員会を設立することができる。
- 2 監視委員会の委員は、弁護士会の推薦する者、消費者団体の推薦する者、建築物の計画及び意匠に関する学識者、建築物の構造に関する学識者、建築設備に関する学識者並びに当該企業又は団体の監事又は監査役で構成するものとする。
- 3 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 確認検査業務規程の審議
 - 二 機関から提出された理事会、取締役会等の議事

<p>録の確認</p> <p>三 機関が行った確認検査の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名</p> <p>四 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認</p> <p>五 係争事件に係る監査</p> <p>六 その他確認検査の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等</p> <p>4 監視委員会は、<u>毎年一回以上前項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後三十日以内に機関の指定をした者に報告しなければならない。</u></p> <p>第8 兼業の制限について</p> <p><u>機関として制限業種に係る業務を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1 この準則は、建築基準法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十四号)の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。</u></p>	<p>録の確認</p> <p>三 機関が行った確認検査の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名</p> <p>四 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認</p> <p>五 係争事件に係る監査</p> <p>六 その他確認検査の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等</p> <p>4 監視委員会は、<u>四半期ごとに前項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後三十日以内に機関の指定をした国土交通大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。</u></p> <p>第8 兼業の制限について</p> <p><u>機関及び機関の親会社等は、次に適合しなければならないものとする。</u></p> <p>一 <u>制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人でないこと。</u></p> <p>二 <u>制限業種を営む法人に対して特定支配関係を有する者でないこと。</u></p>
--	--